

訪問看護サービス
介護予防訪問看護サービス
利用契約書

一般財団法人 野中東皓会
静風荘病院 訪問看護ステーション ひまわり

訪問看護サービス・介護予防訪問看護サービス 利用契約書

平成 30 年 4 月 1 日改定

____様（以下「利用者」といいます。）と一般財団法人野中東皓会（以下「事業者」といいます。）は静風荘病院 訪問看護ステーション ひまわり（以下「事業所」といいます。）が利用者に対して行う訪問看護・介護予防訪問看護について、次の通り契約します。

第 1 条 （契約の目的）

事業者は利用者に対し、介護保険及び関係法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう訪問看護を提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する利用料を支払います。

第 2 条 （指定を受けいてるサービス及び事業所）

- 1、事業所は、【訪問看護重要事項説明書】に記載した居宅サービスについて、埼玉県知事から介護保険法に基づく居宅サービス事業所として指定を受けています。
- 2、利用者は、【訪問看護重要事項説明書】にご利用事業所として記載された事業所から、居宅サービスの提供を受けています。
- 3、事業所の概要及び従業員体制については、【訪問看護重要事項説明書】に記載した通りです。

第 3 条 （契約期間）

- 1、この契約期間は、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日から利用者の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2、契約満了の 7 日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第 4 条 （訪問看護計画及び居宅介護支援事業者との連携）

- 1、事業所は、利用者の日常生活全般の状況や病状、希望を踏まえて、「居宅サービス計画（ケアプラン）」「介護予防サービス計画」に沿って「訪問看護計画書」を作成します。事業所はこの「訪問看護計画書」の内容を利用者及びその家族に説明します。
- 2、事業所は利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合、速やかに居宅介護支援事業所への連絡調整等を行い、その変更が「居宅サービス計画」「介護要望サービス計画」の範囲内で可能なとき、「訪問看護計画書」の内容を変更します。
- 3、事業所は、利用者の日常生活全般の状況や病状、希望を踏まえて利用者及びその家族、居宅介護支援事業所へサービスの内容や提供方法等の変更を提案することがあります。

第5条 （訪問看護及びサービスの内容）

- 1、利用者が提供を受ける訪問看護の内容及び介護保険適用の有無については【訪問看護重要事項説明書】に定めた通りです。事業者は【訪問看護重要事項説明書】に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。
- 2、事業者はサービス従業者を利用者の居宅に派遣し、訪問看護計画書に沿って【訪問看護重要事項説明書】に定めた内容の訪問看護を提供します。
- 3、訪問看護の内容が利用者との合意をもって変更され、事業者が提供するサービスの内容が変更となる場合は新たな【契約書 別紙】を作成し、その内容について利用者及びその家族に説明します。
- 4、事業所の看護師等は利用者及びその家族の同意を得て、サービスの提供に必要な範囲で消耗品や器具、材料、水道、電気、ガス等を使用することがあります。

第6条 （担当の看護師等）

- 1、事業所はサービスの提供に際して担当の看護師等を定め、特別な事情がない限り担当の看護師等を居宅に派遣します。訪問看護及びサービスの内容によっては、担当の看護師等は複数名となります。
- 2、利用者は事業所に対して、合理的かつ正当な理由がある場合は担当の看護師等の変更を申し出る事が出来ます。事業所は訪問看護サービスの目的に反する等、変更を拒む正当な理由がない限り、利用者の希望に添うよう担当の看護師等を変更します。
- 3、事業所はサービス従業者の異動や退職、サービス内容の変更等が生じた場合に利用者の意見を聞いた上で、担当の看護師等を変更する事が出来ます。

第7条 （訪問看護記録書等）

- 1、事業所はサービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録書」に提供したサービス内容等の必要事項を記入します。事業所は「訪問看護記録書」を作成した2年間はこれを適正に保存し、利用者の求めに対し説明及び閲覧に応じます。
- 2、事業所は、提供した訪問看護サービス計画の内容を確認する為に「訪問看護報告書」を作成し、主治医と居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業所へ提出します。

第8条 （利用料金及び利用者負担額）

- 1、事業者が提供する訪問看護サービスの利用料金及び利用者負担額（以下「利用料」といいます。）は【訪問看護重要事項説明書】に記載したとおりです。
- 2、事業者から提供を受ける訪問看護サービスが介護保険の適用を受ける場合、利用者は事業者に対し、「介護保険負担割合証」に記載された負担割合に基づき利用料を支払います。事業者から提供を受ける訪問看護サービスが介護保険の適用を受けていない場合、利用者は事業者に対し利用料の全額を支払います。
- 3、事業者は利用者に対し、当月の利用料を記載した「利用証請求書・利用料領収書」を翌月中に渡し、利用者は事業者に対し、当月の利用料を翌月月末迄に支払います。事業者は利用者から料金の支払いを受けた時、「利用料請求書・利用料領収書」の受領印欄に担当者印若しくは事業者印を押印します。
- 4、事業者が提供する訪問看護サービスの利用料は、関係法令に基づいて定められる為、契約期間中に関係法令が改定された場合には改定後の金額を適用するものとします。

第 9 条 （利用料の滞納）

- 1、利用者が正当な理由なく、事業者を支払うべき利用料を 3 ヶ月以上滞納した場合には、事業者は 1 ヶ月以上の期間を定め、この満了期間までに利用料が支払われない場合には、この契約を解除する旨の勧告をすることが出来ます。
- 2、第 1 項の勧告をした時、事業所は居宅サービス計画を作成し居宅介護支援事業所と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画の変更、介護保険以外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請します。
- 3、事業所が第 2 項に定める協議等の努力を行い、かつ事業者が第 1 項で定めた満了期間が満了した場合には、文書によりこの契約を解除することができます。

第 10 条 （事業者の解除権）

- 1、事業所の看護師等に対し、利用者及びのぼ家族から暴力、暴言、恫喝、ハラスメント等の行為が繰り返し行われた場合、事業者は理由を記載した文書を通知することにより、この契約を解除することができます。
- 2、利用者の一方的な都合により訪問の取りやめが頻回となったり、訪問看護及びサービスの内容について利用者及びその家族の理解や協力が得られなかったりした場合は、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者らと協議した上で、文書によりこの契約の解除を申し出ることがあります。

第 11 条 （契約の終了）

次のいずれかの事由が発生した場合、この契約は終了するものとします。

- 1、第 3 条に基づき、利用者及びその家族から文書による契約終了の申し出があったとき
- 2、第 9 条及び第 10 条に基づき、事業者から文書による契約解除の通知がなされたとき
- 3、契約期間に関わらず、利用者から 7 日以上予告期間をもって、文書により契約終了の申し出があったとき
- 4、利用者が要介護及び要支援と認定される状態でなくなったとき
- 5、利用者が医療機関や介護保険施設に入院・入所し 2 ヶ月以上経過したとき
- 6、利用者の都合により、サービスの提供が 2 ヶ月以上なされなかったとき
- 7、利用者が事業所の訪問可能地域外へ転居されたとき
- 8、利用者が死亡したとき
- 9、主治医より「訪問看護指示書」の交付がなされなかったとき

第 12 条 （緊急時の対応や主治医との連携）

- 1、事業所は、サービスの提供に当たって事故や病状の急変が生じた場合、【訪問看護重要事項説明書】に記載されている関係機関や緊急連絡先へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2、事業者は、サービスの提供に際して利用者の生命、身体及び財産に損害を与えた場合、その損害を賠償します。但し、自ら責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。
- 3、事業所は、「訪問看護指示書」を交付している主治医と電話や文書で連絡と取り、医療処置やリハビリテーションにおける助言、指導を受けます。

第 13 条 （秘密保持）

- 1、事業所は、【訪問看護重要事項説明書】に記載した内容に沿って、利用者とその家族の個人情報を利用します。
- 2、事業所及びサービス従業者は、契約期間及びその前後に、利用者とその家族の個人情報を業務に関係しない個人、組織及び団体に提供することはありません。

第 14 条 （苦情対応）

- 1、利用者は、提供された訪問看護及びサービスの内容や担当の看護師等に苦情がある場合は事業者や事業所の管理者、居宅介護支援事業者、市区町村及び国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。尚、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先は【訪問看護重要事項説明書】に記載した通りです。
- 2、事業者は、苦情の申し立て又は相談があった場合には迅速かつ誠実に対応するとともに苦情の申し立て等を行ったことを理由として、何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

第 15 条 （契約外条項等）

- 1、この契約書及び介護保険法等の関係法令等で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。
- 2、この契約は介護保険法に基づく訪問看護サービスを対象としたものである為、この契約書及び【訪問看護重要事項説明書】に記載されていないサービスを提供することはできません。

以上のとおり、契約が成立したことを証にする為に、本契約書を2通作成し、利用者及び事業者は署名捺印の上、各1通ずつ保有することとします。

令和 年 月 日

ご利用者	私は、以上の契約の内容について説明を受け、内容を確認しました。 私は、この契約書で確認する訪問看護サービスの利用を申し込みます。	
	住 所	
	氏 名	印
	電話番号	()

ご家族・代理人	私は、本人に代わり、上記署名を行いました。 私は、本人の契約意思を確認しました。		
	本人との 関係		署名を代行 した理由
	住 所		
	氏 名	印	
	電話番号	()	

事業 者	当事業所は、居宅サービス事業者として利用者の申し込みを受託し、この契約に定める各種サービスを、誠実に責任を持って行います。			
	所在地	埼玉県新座市堀ノ内 1 丁目 9 番地 28 号		
	名 称	一般財団法人 野中東皓会		
	代表者	理事長 木野 博至 印		
	電話番号	048 (478) 7300	FAX 番号	048 (477) 7010